

# 東京高裁が株主名簿閲覧謄写請求を認容

～事業会社による敵対的買収に追い風～

経営戦略研究所

藤島裕三

- 6月12日、東京高裁は日本ハウズイングに対して、株主名簿を原弘産に閲覧・謄写させるよう命じた。原弘産は買収防衛策の不発動などを内容とする株主提案を行っている。
- 決定によれば、会社法第125条第3項第3号の規定は、株主に請求目的の証明責任を転換する旨で、同業者ということのみでは株主名簿閲覧謄写請求権を否定できないとする。
- これまで実業界では、同条項を事業会社による敵対的買収の「防波堤」とする向きもあった。本決定が必要な業界再編をもたらす健全なM&Aの追い風になる可能性はあろう。

6月12日、東京高裁は日本ハウズイングに対して、株主名簿を原弘産に閲覧・謄写させるよう命じた。原弘産は4月23日、株主名簿閲覧謄写の仮処分を東京地裁に申し立て、5月15日の却下決定を受けて即時抗告していた。日ハウズは高裁決定の同日、原弘産に株主名簿を開示した。

原弘産は子会社の井上投資と併せて、日ハウズ株式の約16%を保有(3月25日現在)する大株主。6月27日の株主総会に向けて、買収防衛策の不発動などを内容とする株主提案<sup>1</sup>を行っている。株主名簿の閲覧・謄写によって得た情報は、日ハウズ株主に対する委任状勧誘に使用する。

日ハウズは本件の株主名簿閲覧謄写請求について、「会社法第125条第3項第3号所定の当社の業務と実質的に競争関係にある事業を営むもの」に原弘産が該当するとして、これを拒否していた。同条項は施行以来、「徒に敵対的買収を阻害する恐れがある」と批判されることが多い。

会社法は第125条第2項において、株主名簿閲覧謄写請求権を株主と債権者に認めている。また、第3項は拒絶できる場合を挙げており、そのひとつとして第3号は「請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、またはこれに従事するものであるとき」を定める。

このような規定は旧商法第263条には存在せず、会計帳簿閲覧請求権の拒絶事由(会社法第433条第2項)と同様になっている。会計帳簿には営業機密が多く含まれ、同業者による閲覧の拒否に合理性を認めやすい。焦点は株主名簿についても、同程度の合理性が存在するかにある。

<sup>1</sup> 原弘産4月10日付ニュースリリースによると、株主提案の内容は4項目。①買収防衛策の導入・発動を株主総会決議事項とするよう定款を変更、②取締役会による恣意的な運用ができないよう買収防衛策を変更、③原弘産に対しては買収防衛策を不発動、④原弘産の社長他1名を社外取締役に選任。

第125条第3項第3号が画一的に適用されると、例えば同業者がシナジーを求めて敵対的買収を仕掛けるケースで、買収防衛策を廃止する株主提案および委任状争奪戦を行う際、株主名簿を入手することが困難となって、広く一般株主に自らの正当性を訴えられないことが想定される。

過去の判例としては2007年6月、ダヴィンチ・アドバイザーズがテーオーシーに株主名簿の閲覧謄写を求めた事件<sup>2</sup>がある。東京地裁はダヴィンチがテーオーシーと「競争関係」にあると認定、また半期報告書や大量保有報告書で大株主は把握可能などとして、仮処分申請を却下した。

東京高裁は今回、同業者ということのみで株主名簿閲覧謄写請求権を否定することに、「合理的な根拠は見出しにくい」とした。そして「株主がその権利の確保または行使に関する調査の目的で請求を行ったことを証明」しない場合のみ、第125条第3項第3号の適用を認めている。

決定文<sup>3</sup>によると、株主名簿閲覧謄写請求権は「株式会社の機関を監視し株式会社の利益を保護する」ことが目的とする。その上で第125条第3項第3号は、株主が同業者の場合に限って、正当な目的による権利行使であることを、株主に「証明責任を転換する旨の規定」だと解する。

本件における原弘産の請求は、委任状勧誘に用いる目的であること、他の目的に使用しないと誓約していること、などから「被保全権利が疎明された」としている。また公開情報により大株主の名称は判明しているが、「その他の株主の情報を把握」するために名簿閲覧が必要とした。

本決定で原弘産は、より多くの日ハウズ株主と接触することで、委任状争奪戦を有利に進めることが可能となった。それと共に今回、決定を受けて速やかに株主名簿を開示した日ハウズも、高く評価されるべきである。今後も透明なプロセスの下で、議論が戦わされることが望ましい。

これまで実業界では、ファンドによる敵対的買収は「濫用的」として防衛策の発動を辞さず、事業会社のケースは会社法第125条第3項第3号を「防波堤」とする向きもあった。本決定は後者を制限するもので、必要な業界再編をもたらす健全なM&Aの追い風になる可能性はあろう。

—以上

---

<sup>2</sup> 資料版商事法務280号「最近の裁判動向3」を参照。なお決定を受けてダヴィンチは、すでにTOB期限が迫っていることから、不服申し立てが認められたとしても、所期の目的は達成できないと判断した。そのため即時抗告は行っておらず、同決定は確定している。

<sup>3</sup> 原弘産6月20日付ニュースリリースの添付資料を参照。